

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度について

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度とは？

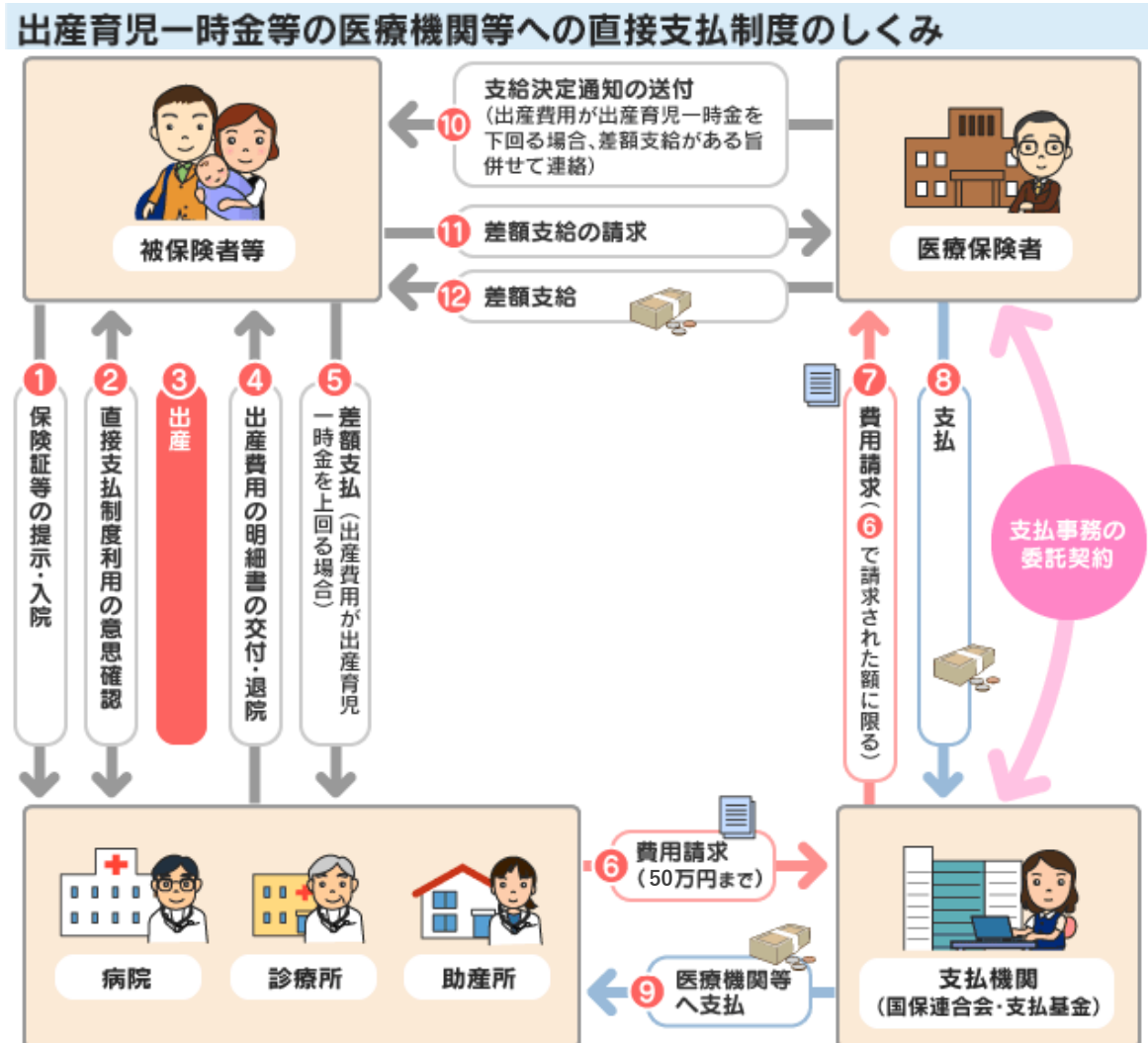
出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦の方などに代わって医療機関等が行う制度です。手にお金を準備しなくても安心して出産ができるよう、緊急の少子化対策として平成 21 年 10 月に導入されました。また、直接支払制度に加えて受取代理制度^(※)が利用でき、被保険者の窓口での負担軽減が図られています。

なお、直接支払制度（又は受取代理制度）を導入する医療機関等で出産する場合でも、その制度を利用するか、加入している保険者へ直接請求して支給を受けるかは、被保険者で選択できます。

- ◆出産育児一時金等は、一律 50 万円です。（産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産する場合。それ以外の医療機関等での出産は 48 万 8000 円）
- ◆直接支払制度（又は受取代理制度）の利用を希望される方は、出産を予定されている医療機関へご確認ください。

支払業務について

国保連合会は、国保保険者からの委託を受けて支払業務を行っています。



(※)受取代理制度…被保険者が加入する保険者に出産育児一時金等の請求を行う際、出産する医療機関等にその受け取りを委任することにより、医療機関等に直接出産育児一時金等が支給される制度です。厚生労働省に届出を行った小規模施設において導入することとなります。受取代理制度の概要については、厚生労働省ホームページよりご覧いただけます。